

第3回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2015年2月17日(火) 午前10時00分～午前11時40分
場所	町田市庁舎9階 9-2 会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

1. 開会

会計管理者から開会挨拶

2. 有価証券及出資金の減損処理について

事務局から「資料1」及び「資料2」の説明

【主な質疑応答】

(減損の考え方について)

鵜川委員：日本や米国の基準と、国際会計基準(IFRS)では、減損会計の考え方が異なっている。両方とも資産とは「回収可能性があるもの」という考え方であるが、米国や日本では、時価が下がったら取得原価を切り下げるという考え方で、たとえ時価が回復したとしてもめったにないことであるとして、取得原価は回復させない。一方IFRSでは、回収可能性が著しく低下したら減損損失を計上するが、もしも時価が回復した場合は取得原価を上限として評価替えを行うという考え方である。

(基準案「第3 評価の主体」について)

米田委員：出資金等を所管する部長が評価の主体になるとのことだが、所管の部長は出資先の主たる利害関係者であり、評価が甘くなるおそれがある。より客観的な立場の会計管理者が、二次評価に加わるプロセスを検討できないか。

事務局：会計課でこの基準(案)を検討した際には、機械的に減損を行うべきという意見もあった。しかし、対外的な説明、例えば議会への報告と、財務諸表との整合性を保つ必要があるとの考えから、評価の主体を部長とした。

鵜川委員：実質的には会計管理者が各部長の評価を支援することになると思われる。実務のガイドライン、マニュアルを設けてはどうか。

(「時価が著しく下落したとき」の判断基準について)

米田委員：基準(案)では、取得原価に比べて50%以上下落したときとしているが、公営企業会計では30%以上とする考え方もある。2段階で評価す

る方法も検討できるのではないか。

鵜川委員 : 総務省の統一基準では、30%以上下落した場合に減損処理することになっているが、30%という基準は企業会計にないので、企業会計をベースとしている町田市では50%でよいと思う。30%以上下落したら「兆候あり」と位置づけ、注視するといった運用をしてはどうか。

(回復の見込の有無の判断基準について)

鵜川委員 : 「回復の見込があると認められる場合」は、恣意性が入る可能性がある。客観的なデータで反証できる場合を除き、基準に該当した場合は減損すべきである。企業会計では、50%以上下落した場合は、反証できない限り、回復の可能性がないと考える。

米田委員 : 基本的には、基準に該当したものは減損し、「ありのまま」を見せたほうがよい。

鵜川委員 : 出資には政策的効果もあり、減損したとしても一概に効果がないとすることは適当ではない。しかし、出資したことに対し効果があがっていない場合は、きちんと説明していく必要がある。

(非上場の会社の評価について)

米田委員 : 株式を上場していない会社の評価は、評価方法が確立されていないため難しい。特に、所有している資産の含み損や遊休資産がある場合など、評価方法を検討する必要があるのではないか。

鵜川委員 : 実質価額を算定する際に、土地を所有している会社があれば、基本的に時価評価が必要となる。また、有価証券や貸付金など、回収できない資産を持っている会社についても注意が必要である。土地や貸付金等を所有している団体については、追加の調査項目が必要ではないか。

米田委員 : 町田市の土地開発公社は、どのような状況にあるか。

事務局 : 土地開発公社が先行取得した土地を、概ね1~2年以内に市が買い戻す形になっている。いわゆる「土地の塩漬け」にはならず、土地開発公社が一時的に所有している状態である。

米田委員 : 評価に当たっては、公表されている財務諸表だけではなく、税の申告書を取り寄せるとよいのでは。申告書の中に決算書も添付されている。財務会計では利益が出ていないが、税務会計では利益が出ているということがある。

(経年比較の必要性について)

米田委員 : 特に非上場の団体は、確立された業績指標がないので評価が難しい。それを補うため、業績の経年変化を見る必要がある。最低でも3期分は見る必要があるだろう。

事務局 : この基準に基づいて評価を開始するにあたり、3期分の財務諸表を取り寄せることとする。

(実質価額がマイナスになった出資金等の取り扱いについて)

- 事務局 : 基準(案)では、東京都の例にならい、実質価額がマイナスになった場合、0円を付すこととしたが、備忘価額1円としても問題はないか。
- 米田委員 : 問題ない。むしろ1円とする方が望ましいのでは。
- 鵜川委員 : 問題ない。「算定された実質価額がマイナスの場合は、備忘価額として1円とする」といった表現でよいのではないか。
- 事務局 : 備忘価額1円とする内容に修正する。

【委員会からの提言・提案】

- 有価証券及出資金の減損処理に関する基準(案)の内容は、基本的に提案どおりでよい。
- 実質価額の算定に関する実務マニュアルを作成し、各部長による出資先の評価方法や、毎年調査して経年比較すべき項目等について定めてはどうか。

3. 財務諸表の章立てについて

事務局から「資料3」の説明

【主な質疑応答】

- 米田委員 : 下水道事業会計の扱いはどうなっているのか。
- 事務局 : 現状は地方公営企業法の財務規定を適用していない。
- 米田委員 : 連結財務諸表の扱いはどうなっているか。
- 事務局 : 連結財務諸表は財政課で作成していて、町田市民病院と、外郭団体等を含めて連結している。「町田市の財務諸表」の「各会計合算財務諸表」に含まれているのは、町田市会計基準に基づいた決算書である。
- 鵜川委員 : 「町田市の財務諸表 ～概要と解説～」では、各会計合算財務諸表の数値を使っているが、一般会計の方が適切ではないか。
- 事務局 : これまで市民に対して各会計合算財務諸表の数値で説明してきた経緯もあり、変更するのは難しい。

【委員会からの提言・提案】

- 2014年度決算財務諸表からは、提案のとおり、一般会計の財務諸表を最初に掲載し、その後各会計の財務諸表、合算の財務諸表、注記の順に掲載することについて了解した。
- 「合算」の範囲が明確になるよう、各会計の財務諸表の集計表を掲載するなどの工夫をしたらよいのではないか。

4. その他

2014年11月に開催した公会計改革シンポジウムと、新公会計制度に関する市政モニターアンケート結果の速報(資料4)について、事務局から報告した。